

保護者のみなさまへ
学習用モバイルルーター貸出についてのお知らせ(新規申込)

令和7年3月

富山市教育委員会

富山市教育委員会では、国のGIGAスクール構想に基づき、パソコンを活用した学習を実施しています。

パソコンを使用した家庭学習(宿題を含む)を行うには、Wi-Fi環境が必要ですが、経済的な理由により、Wi-Fi環境が整っていないご家庭に対し、学習用モバイルルーターの貸出を行います。

1 貸出を受けることができる方

次の全てに該当する方

- (1) 生活保護費を受給している家庭、または就学援助費を受給している家庭
- (2) 学習で利用できるWi-Fi環境が整っていない家庭
- (3) 教育委員会教育センター(富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル 6階)でモバイルルーターを受け取り・返却できる方

2 申請の手続き

本申請にあたっては、必ず就学援助認定申請を行ってください。

(1) 提出書類

学習用モバイルルーター利用申請書(様式第1号)

(申請書は、申請する学校から受け取るか、富山市教育センターホームページからダウンロードできます。)

(2) 提出先

お子さんが通っている学校または、富山市教育センターへ提出してください。

※家庭内に小学生、中学生がともにいる場合には、中学生のお子さんのお名前で申請してください。

※兄弟で使用する場合も、1台の貸出です。(データ通信量が不足する場合はご相談ください)

(3) 申請期間

4月6日(木)から受付を開始します。

(4) 貸出決定

貸し出す方へは申請から2週間を目途に学校を通じて、否認定の方へは郵送でお知らせします。

※貸出期間は、貸出日から令和8年3月31日までです。

3 注意点

(1) 利用目的(家庭学習)と異なる使用をした場合、モバイルルーターを返却いただく場合があります。

※利用状況を確認するため、データ通信量や使用履歴を確認する場合があります。

(2) 下記の費用は利用者負担となります。

・故障した学習用モバイルルーターの修繕料・購入費用

(利用者の故意又は、重大な過失による故障・紛失の場合に限る)

・学習用モバイルルーター充電にかかる電気料

(3) 学習用モバイルルーターの利用方法がわからない場合は富山市教育センター(441-5922)まで

ご連絡ください。